枚方市立小中学校の再開について(お知らせ)

記

1. 学校再開をする日 令和2年6月1日(月)

2. 6月1日(月)から12日(金)について

上記期間中は、本格再開に向けた準備期間として、以下のように段階的に教育活動を再開する。

(1)内容

- ① 午前午後それぞれ3時間以内の2分割(1教室あたり20人程度)による短縮授業を行う。
- ② 最終学年である中学校第3学年、小学校第6学年については、進路に係る教育課程の履修に配慮した丁寧な対応に努める。
- ③ 授業時間については、3時間授業(小学校は、45 分×3コマ分、中学校は、50 分×3コマ分)とする。 ただし、小学校第1学年については、段階的に2時間授業から3時間授業に移行する等、柔軟に対応 することは可能。
- ④ 部活動は実施しない。(6月 14日(日)まで)
- (2) 出席の取り扱いについて

6月 日 日(月)以降は、授業日数として扱う。

ただし、保護者から欠席の相談を受けた場合は、学校で講じる感染症対策について十分説明をする。 そのうえで、新型コロナウイルス感染症については、現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、保護者が感染の不安を感じ、児童・生徒を出席させない合理的な理由があると校長が判断する場合は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない。

- (3)登校の形態について
 - ① 6月 | 日(月)~6月 | 2日(金)は分散登校とするため、地区ごと、学年や学級等ごとに登校する時間を決める。
 - ② 小学校においては、原則的に集団登校とする。学校の実情に応じて登校時の保護者の付き添い、登下校時の地域の見守り活動等について、保護者や校区コミュニティ協議会等への協力をお願いする。
- (4) 登校日の対応について
 - ① 登校時には児童・生徒等の心身の健康状態を把握し、状態に応じて必要な対応を行うこと。「健康察察カード(体温測定結果を含む)」の確認を行うなど、当日の健康状態を把握するとともに、速やかに手洗い又は手指の消毒を実施。また、教室等では児童・生徒を細やかに観察し体調の変化に留意する。
 - ② 臨時休業が長期に及んでいたことをふまえ、引き続き児童・生徒の心身の状況把握を丁寧に行うとともに、個別の家庭学習の進捗状況の確認及び把握を行い、必要に応じて適切な指導を行う。
- (5) 各教科等の授業を行うに当たっての共通確認事項
 - ① 3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場を 避け、可能な範囲において、1つ1つの条件が発生しないよう配慮することが望ましい。
 - ② 休み時間ごとに教室等の換気を行い(5~10 分程度)密閉状態にしないこと。換気を行う際は、可能な限り対角線上の2方向の窓を広く開けること。なお授業中においては、天気や教室の位置によって異なるが、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくことが望ましい。
 - ③ 共用の用具や物品の使用は避けるように努めるが、共用を避けるのが難しいものについては、使用前後で手洗いを徹底すること。

- (6) 学校再開後、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合の対応
 - ① 当該校を臨時休業とし、保健所の指示のもと必要な消毒や対策を実施し、保健所と協議を行ったうえで学校を再開する。
 - ② 児童・生徒の感染が判明した場合は、治癒するまで当該児童・生徒を出席停止とする。
 - ③ 児童・生徒が濃厚接触者と特定された場合は、当該児童・生徒を、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とする。
 - ④ 教職員が感染又は濃厚接触者と特定された場合は、当該者を自宅待機とする。

3. 6月 15 日(月)以降について

引き続き、感染拡大防止策を講じた上で、通常の教育活動を再開する。

(1)給食について

- ① 6月 15 日(月)から感染防止対策を図った上で、小中学校全学年の給食を実施。
- ② 小学校の 6 月分給食費は、2,760 円を徴収。牛乳等欠食がある場合は、別途、料金設定。中学校の 6 月 1 日~12 日分の給食費は、システムの中に返金。
- (2) 部活動について

6月 15 日(月)から感染防止対策に配慮した内容等、条件付きで中学校の部活動を再開。

(3) その他

- ① 今後、土曜日の授業を行うこと、長期休業期間の短縮を実施。詳細については、後日改めて連絡。
- ② 水泳指導については、定期健康診断が未実施なこと、飛沫感染に対する安全確保が困難であること や、更衣室利用時等には、3密の状態を避けられないこと等、感染を防止することが困難なためプール を利用しての実技指導は中止。
- 4. 児童·生徒の居場所(小学校は「臨時的な児童·生徒の居場所」及び「留守家庭児童会室」を共同実施) 及び「留守家庭児童会室」について

5月22日までと同様、児童会室在籍児童以外の児童も児童会室で受け入れることとし、3密を防止する観点から | 班概ね | 5名程度で運営を行う。不足する部屋は学校の特別教室等を活用する。なお、教育委員会として、感染拡大防止のため、3密を防ぐ観点から、引き続き家庭での保育が可能である方に対して、登室を控えていただく。中学校については、これまでどおり支援学級在籍生徒を対象に、居場所を実施。

(1)開室時間等

臨時的な児童・生徒の居場所:8時30分~15時

留守家庭児童会室:8時~18時(延長は19時まで)。

※6月15日(月)以降は、「臨時的な児童・生徒の居場所」は終了。

留守家庭児童会室は、通常開室(13時 15分~18時〈延長は 19時〉)。

(2)利用申し込みについて

初めて「居場所」を利用する場合は、利用日初日に「臨時的な児童・生徒の居場所利用申込書」(別紙 I)を提出。利用申込書は、市のホームページからもダウンロード可能。これまで居場所の利用をしたことのある方は、利用申込書の提出は不要ですが、「利用日確認書」(別紙2)の提出が必要。

5. ICT を活用した学習の推進

GIGA スクール構想に基づく、一人一台タブレット端末の配備を見据え、ICT 機器を活用した学習形態を構築していく必要があることから、東書コンテンツを活用し、工夫しながら指導等の充実を図る。

また、box(ファイル共有クラウドサービス)を効果的に活用し、児童・生徒の学びをサポートする。

6. 児童・生徒及び保護者のケアのために

新型コロナウイルス感染症拡大防止による社会情勢の変化に伴い、家庭及び児童・生徒の日常生活が大きく変わる事態となり、子どもたちの心や体にも影響が出ていると考えられる。安全・安心に学校生活を送れるよう、子ども一人ひとりを丁寧に観察し、言葉かけを行うなど、スクールカウンセラーまたは心の教室相談員と連携し、子どもたちの「心のケア」を行う。

7. 通級指導教室について

前年度から継続指導となる児童・生徒については、6月1日(月)以降、新型コロナウイルス拡大防止の措置 を講じながら、随時指導を開始。

8. 枚方市適応指導教室「ルポ」について

現在、申請書の受付を行っており、随時、ルポ見学、学校面談及び保護者面談を実施。 新型コロナウイルス拡大防止の措置を講じながら、6月1日(月)から12日(金)までは、午前中(10時から12時まで)のみの開室とし、15日(月)以降は10時から15時までの開室とする。

9. 進路指導・職場体験学習について

- (1)ホームページに進路通信等の掲載や、来校日等に個人相談を行うなど、機会をとらえて進路指導を行う。
- (2) 枚方市立中学校で実施の職場体験学習については、受け入れ事業所の確保、また実施時における安全確保の徹底の困難等を考慮し、今年度は中止。また、保育体験についても同様。

10. その他

- (1)通常の教育活動再開後の土曜日の授業、長期休業の短縮、学校行事等に関する詳細は、後日改めて連絡する。
- (2)5月25日(月)~5月31日(日)の臨時休業期間中の来校日については、予定通り「来校日」として実施する。

健康管理、児童生徒及び保護者のケア、通級指導教室、 枚方市適応指導教室、進路指導・職場体験学習等について:教育支援推進室

TEL:050-7105-8047 FAX:072-851-2187 教職員について:教職員課

TEL:050-7105-8040 FAX:072-851-2712 授業再開、ICT の活用、出席の取り扱い、臨時的な居場所等について:教育指導課

TEL:050-7105-8052 FAX:072-851-2187

留守家庭児童会室について: 放課後子ども課 TEL:050-7105-8201 FAX:072-867-8131 登下校における安全について: 学校安全課 TEL:050-7105-8020 FAX:072-851-9335 学校給食について: おいしい給食課

TEL:050-7105-8030 FAX:072-851-1744